

# 太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告について

地面や家屋の屋根に太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税(家屋または償却資産)の課税対象となります。

償却資産となるものについては、申告が必要になります。下記の表をご覧ください、対象となる資産を所有されている場合は申告をお願いします。

また、一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され税負担が軽減される場合があります。

## 1 申告の対象となる資産について

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	事業の用に供している場合は償却資産として申告が必要です。 ※「事業の用に供している場合」とは、余剰又は全量売電が継続反復して行われている場合。	売電するための事業用資産とはなりませんので、申告の対象外となります。
個人(事業用)	個人の方であっても、アパート経営・工場・商店等を営んでいる方は事業の用に供している資産となりますので、発電出力にかかわらず、償却資産として申告の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力にかかわらず、償却資産として申告の対象となります。	

## 2 償却資産と家屋の区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	※家屋					
架台に乗せて屋根に設置	償却資産として申告が必要(地方税法第383条)					
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置						

※家屋：家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

## ○課税標準の特例について

太陽光発電設備等(再生可能エネルギー発電設備)については、固定資産税における課税標準の特例が適用される場合があります。(税制改正により取得時期や特例割合などが変更される場合があります。)

**(1) 対象となる設備及び取得時期** ※いずれも住宅等太陽光発電設備(低圧かつ発電出力10kW未満)を除きます。

**【平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに取得した設備】**

経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備以外かつ「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金等」を受けて取得した自家消費型の太陽光発電設備が対象となります。固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り、対象となる設備の固定資産税の課税標準額を以下のとおり軽減します。

対象となる太陽光発電設備が

・・・ 1,000kW 以上の場合：4分の3 1,000kW 未満の場合：3分の2

**(2) 適用するにあたり必要な添付書類**

**【平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに取得した設備】**

「社団法人 環境共創イニシアチブ」(H28)が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」、「公益財団法人 日本環境協会」(H29~)が発行した「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(第6号事業)」の交付決定通知書の写し

・「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金等」の交付申請書及び実施計画書類等の写し



## ○免税点について

- ・償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されません。
- ・150万円未満となった場合でも、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となりますのでご注意ください。